

申告対象の償却資産について

毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、

1. 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産。

したがって、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) **建設仮勘定**で経理されている資産
- (2) **決算期以後に取得された資産**でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) **簿外資産**(会社の帳簿には記載されていない資産)
- (4) **償却済み資産**(減価償却を終わったが、除却していない資産)
- (5) **遊休資産**(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- (6) **未稼働資産**(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)
- (7) **借用資産**(リース資産)であっても**契約の内容が割賦販売と同様である資産**

2. 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額(1個又は1組あたり)が10万円(取得時期により20万円(下表参照))以上の資産が申告の対象となります。

個人の場合

	取得時期	取得価格	国税の取り扱い	固定資産税(償却資産)の取り扱い
(1)	平成元年3月31日 までに取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
(2)	平成元年4月1日から 平成10年12月31 日までに取得の資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
(3)	平成11年1月1日 以降に取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

法人の場合

	取得時期	取得価格	国税の取り扱い	固定資産税（償却資産）の取り扱い
(1)	平成元年 3 月 31 日 までに取得の資産	10 万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10 万円以上	減価償却	申告対象
(2)	平成 10 年 3 月 31 日 以前に開始された事業 年度に取得の資産((2) の資産を除く)	20 万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20 万円以上	減価償却	申告対象
(3)	平成 10 年 4 月 1 日 以降に開始された事業 年度に取得の資産	10 万円未満	損金算入	申告対象外
			3 年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10 万円以上	3 年間一括償却	申告対象外
		20 万円未満	減価償却	申告対象
			20 万円以上	減価償却

※ ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得金額が 20 万円未満のものについては、平成 20 年 4 月 1 日以降、償却資産の課税対象から除かれています。

